



3月8日 歯の健康に関する講演会開催
「全身の健康はお口の健康から ～デンタマンの健口談議～」

保健福祉課 ☎ 22-3044

3月8日（金）、町文化センターで歯の健康に関する講演会を開催します。講師に、おく小児矯正歯科院長の奥猛志先生をお招きし、「全身の健康はお口の健康から」と題して講演してもらいます。3月1日までにお申込みください。



おく小児矯正歯科
院長 奥 猛志 氏

歯医者さんのイメージを「こわい」から「楽しい」「行きたい」へ変えたい。美しい歯ならびをつくる場所、楽しく遊んで学べる歯医者さん、それが『デンタマンランド』です。



▶開催日 **3月8日（金）**

13時30分～15時まで（受付13時～）

▶会場 町文化センター2階会議室

▶定員 100名 ▶参加費 無料

▶事前申込 必要（電話での申込み）

※申込締切は**3月1日（金）**まで

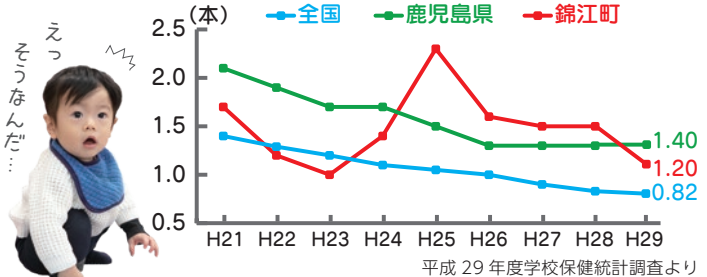
▶駐車場 役場・JA大根占・保健センター・堂ノ元公園

▶問合せ・申込み

保健福祉課 保険衛生チーム

県内の子どもたちの虫歯本数は全国ワースト3位。本町の虫歯本数は県平均以下ですが、全国平均に比べると多い状況となっている。

町の12歳児1人平均むし歯本数の推移



平成31年1月1日現在で錦江町に住民票がある方
町・県民税と国保税の申告受付が始まります

住民税務課 ☎ 22-3037

申告期間

2月14日（木）～3月15日（金）

申告に必要なもの

- 受付票（1月に自治会便で配布済）
- 印鑑 ● 各源泉徴収票
- 社会保険料・生命保険料及び損害保険料の支払い額証明書
- 収入や経費の分かる資料
- 個人番号カードか通知カード



農業者の方は収支計算書

平成30年中の収入と経費が分かる領収書などを整理して、提出できるように準備してください。詳しくは1月に配布してある申告のお知らせをご覧ください。

申告する必要がない方

- ▶ 税務署へ確定申告をされる方
- ▶ 給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から役場へ提出される方
- ▶ 生活保護を受けている方

※平成30年中に中途就職・中途退職された方は申告が必要
※自家用水稻を栽培している方や農業収入のある方は申告が必要

日曜申告

仕事などで平日に申告できない方へ
2月17日（日） 9時～15時

▶会場 本庁住民税務課・支所住民生活課